

# 8月 NEWS

## 1. 税制情報

今回は、7月14日より申請受付を開始した新型コロナウイルスに対する支援金の一つである中小企業庁における家賃支援給付金についてご紹介いたします。

### 【概要】

申請を行う対象事業者※1のうち、一定の要件を満たす事業者※2については、一定金額（法人の場合最大600万円、個人事業者の場合最大300万円）が支給されます。

※1.次のいずれかに該当する者をいう

- ①令和2年4月1日において次のいずれかを満たす法人
  - イ.資本金の額又は出資金(以下、資本金の額という)の総額が10億円未満
  - ロ.資本金の額が規定されていない法人は常時使用する従業員数が2,000人以下
- ②令和2年4月1日時点で構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は①の組合、一般社団法人である
- ③個人事業者(フリーランスを含む)

※2.令和2年5月～12月における売上を基準として次のいずれかを満たす事業者

- ①期間内のいずれか1ヶ月の売上が前年同月と比較して50%以上減少している事
- ②期間内における連続する3ヶ月の売上合計が前年同月と比較して30%以上減少している事

### 【給付金額の算定方法】

①法人の場合次の区分に応じそれぞれの金額

- イ.月額支払賃料75万円以下の場合…月額支払賃料×2/3×6ヶ月
- ロ.月額支払賃料75万円超の場合…{50万円+(月額支払賃料-75万円)×1/3}×6ヶ月

②個人事業者の場合次の区分に応じそれぞれの金額

- イ.月額支払賃料37.5万円以下の場合…月額支払賃料×2/3×6ヶ月
- ロ.月額支払賃料37.5万円超の場合…{25万円+(月額支払賃料-37.5万円)×1/3}×6ヶ月

### 【必要書類】

- ・令和元年分の確定申告書別表一の控え
- ・法人事業概況説明書の控え
- ・受信通知 (e-Taxにより電子申告している者のみ)
- ・申請に用いる売上減少月・機関の売上台帳等
- ・賃貸借契約書の写し
- ・直前3ヶ月間の賃料の支払い実績の証明書類(銀行取引明細書等)

### 【留意点等】

・上記給付金における賃料とは、賃貸借契約に基づき自己の事業の為に支払うものであるため、転貸や親族間取引などの賃料は除かれます。また、賃料と合わせて支払が行われる共益費及び管理費は、賃貸借契約において賃料と一体として取り扱われている場合支払賃料の額に含めることとなります。

・給付金の算定の基礎となる支払賃料とは申請を行った日の直前 1 ヶ月以内に支払が完了した月額賃料のことをいいます。例えば複数の建物などを賃借している場合算定基礎となる支払賃料はすべての物件の月額賃料を合計した金額となります。

### 【設例】

以下の設例を基に給付金の適用判定及び給付額の算定を行います。

(例) 株式会社A社は9月10日において家賃支援給付金の申請を行った。

5月以降の売上金額及び申請1ヶ月前に支払を行った家賃等の金額は以下の通りです。

・売上金額一覧 (単位：千円)

R1.5月	R1.6月	R1.7月	R1.8月
7,000	9,000	10,000	8,500

R2.5月	R2.6月	R2.7月	R2.8月
5,000	5,500	6,000	4,500

・8/10~9/9までの支払家賃の金額

①店舗家賃……70万円

②事務所家賃…29万円

③従業員社宅家賃…8万円※

※従業員より毎月家賃5万円を徴収

判定

(1)単月50%の判定において、該当月無し ∴連月30%の判定へ

(2)6月～8月までの売上で判定

イ.R1年分売上 9,000+10,000+8,500=27,500

ロ.R2年分売上 5,500+6,000+4,500=16,000

ハ.減少額 イーロ=11,500

ニ.減少割合 11,500/27,500=41.8...% ≥ 30% ∴給付金支給要件に該当

支給金額の計算

(1)月額支払賃料の計算

①+②=99万円

※③の従業員社宅家賃については、転貸物件に該当し月額支払賃料には含まれない。

(2)給付限度額の計算

{50万円+(99万円-75万円)×1/3}×6ヶ月=348万円

## 2. 今月の主な税務

8月の申告や提出の主なものは以下の通りですのでご確認ください。

提出期限等	内容
8月11日	7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
8月31日	6月決算法人の確定申告
	3月、6月、9月、12月の決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
	12月決算法人の中間申告の半期分
	消費税の年税額が400万超の9月・12月・3月決算法人の3ヶ月ごとの中間申告
	消費税の年税額が4,800万超の5・6月決算法人を除く法人・個人事業者の1ヶ月ごとの中間申告

## 3. スタッフの一言

一度は収束に向かうかと思われたコロナウイルスも最近では増加の一途をたどっております。気温も高くなり息苦しいかと思われませんが、マスクや消毒の徹底などを徹底し、くれぐれもお体にお気をつけください。

宮田